



环球律师事务所
GLOBAL LAW OFFICE

SINCE 1979

中国個人情報保護法の実務に おける対応のポイント

講師: 北京市環球法律事務所 劉淑珺 (Liu Shujun)

2022年2月



中国首家律师事务所
The First Chinese Law Firm

www.glo.com.cn

北京 | 上海 | 深セン | 成都

講師略歴

劉淑珺

劉淑珺弁護士は、環球法律事務所日本業務チームの責任パートナーであり、コンプライアンスチームのパートナーでもあります。

劉弁護士は長年にわたり、中国に進出する日系企業及び日本に進出する中国企業の両方に対し、外商投資、M&A、データ、労働、外為法、国際貿易、紛争解決等の幅広いリーガルサービスを提供しているほか、主に独占禁止法及び不正競争防止法、コンプライアンス及び危機処理業務に注力しています。

劉淑珺弁護士の受賞歴:

- 2021年、LEGALBANDにおいて2021年度コンプライアンス業務ベスト15に選出
- 2021年、LEGALBANDにおいて2021年度中国女性弁護士ベスト15に選出
- 2020年、2021年連続でLEGALBANDにおいて独占禁止法及び競争法分野の特別推薦弁護士に選出
- 2020年、The Legal 500 Asia-Pacificにおいても独占禁止法及び競争法分野の特別推薦弁護士に選出



執務資格:

中国弁護士資格

学歴:

中国人民大学、法学学士
北京大学、法学修士
東京大学、法学修士

メールアドレス:

liushujun@glo.com.cn

電話番号:

+86 010-6584-6601 (直通)
+86 158-0125-3169 (携帯)

目次

CONTENTS

- 01 個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点 4
- 02 注意すべき個人情報保護法の要点とその対応 20
- 03 実務対応の事例紹介 38

01

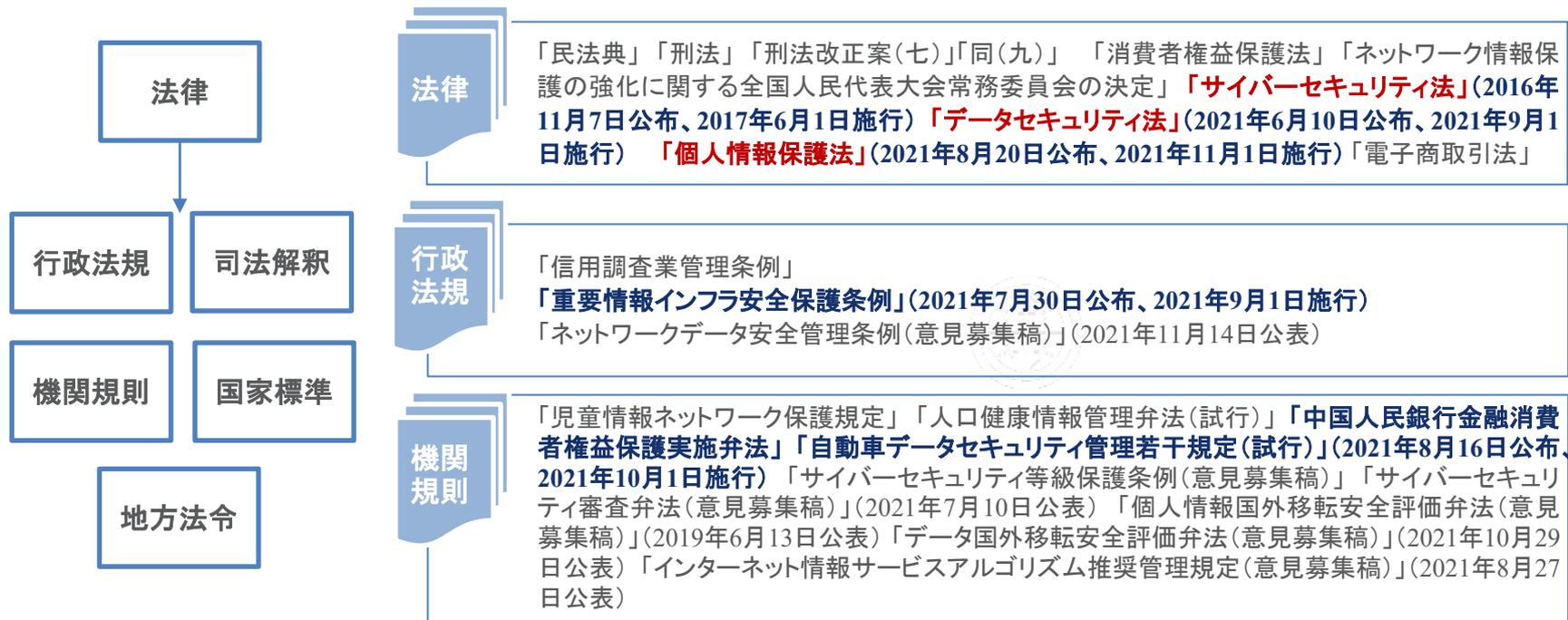
個人情報保護法の概要及び 日本法・GDPRとの相違点

- 関連法規制の概要
- 個人情報保護法の概要
- 日本法・GDPRとの相違点

個人情報保護法の概要および日本法・GDPRとの相違点

関連法規制の概要

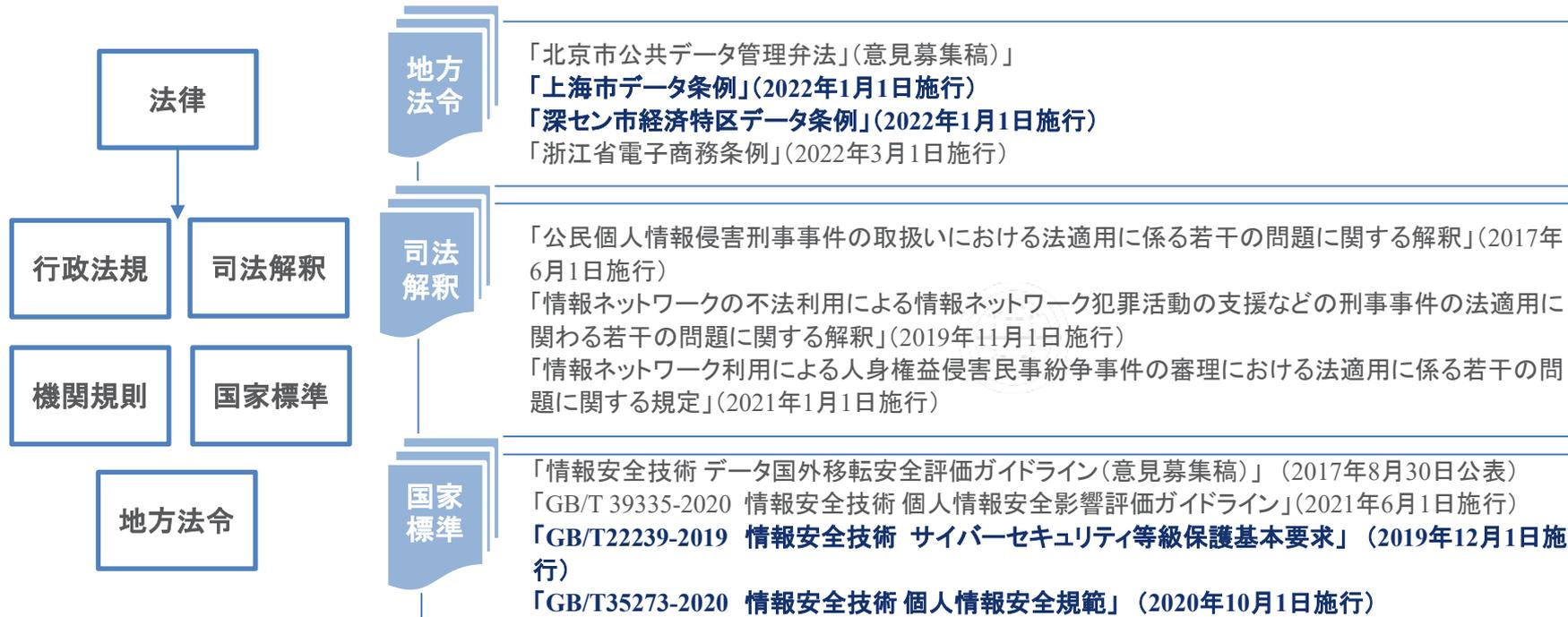
■ 公布済みの重要法令及び附属規定(意見募集稿を含む)



個人情報保護法の概要および日本法・GDPRとの相違点

関連法規制の概要

■ 公布済みの重要法令及び附属規定(意見募集稿を含む)



(すべて推奨性国家標準)

個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点

個人情報保護法の概要

■ 個人情報保護法の全体像



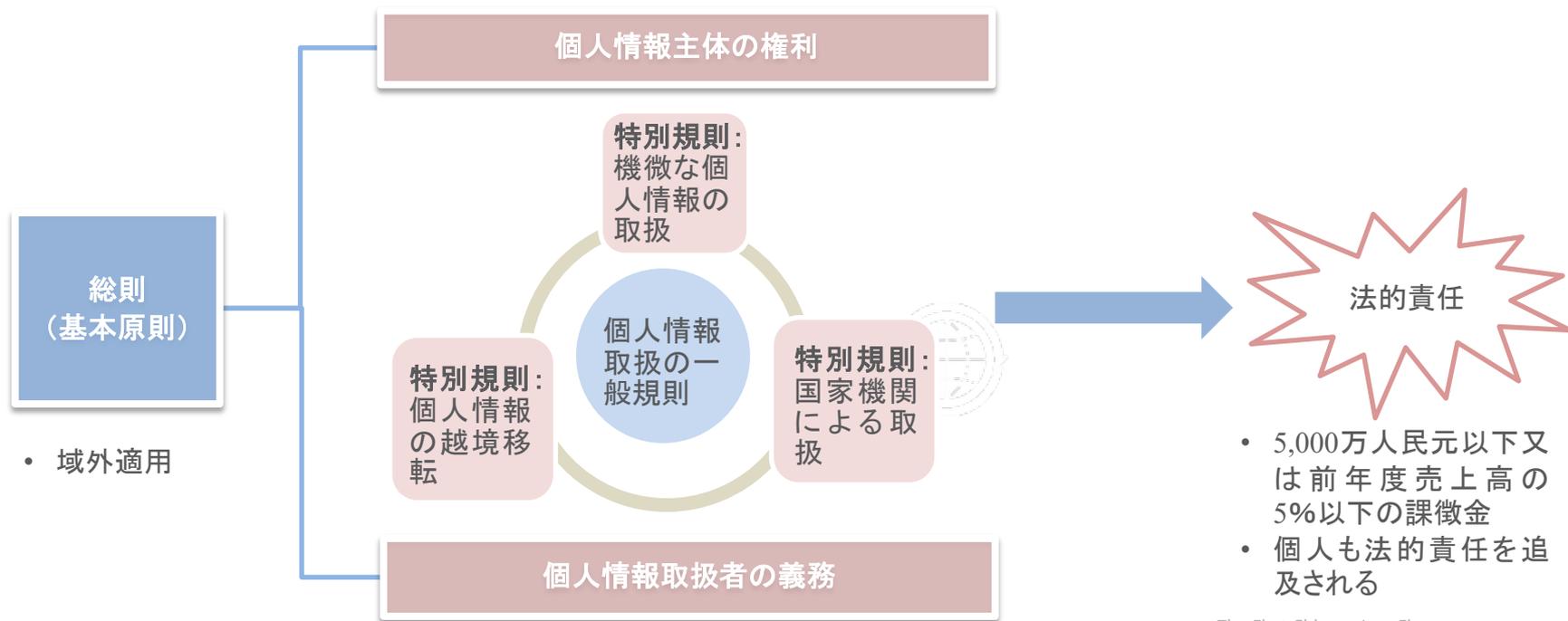
全8章74条

第一章	総則
第二章	個人情報取扱規則
第三章	個人情報の越境提供に関する規則
第四章	個人情報取扱活動における個人の権利
第五章	個人情報取扱者の義務
第六章	個人情報保護職責履行機関
第七章	法的責任
第八章	附則

個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点

個人情報保護法の概要

■ 個人情報保護法の全体像



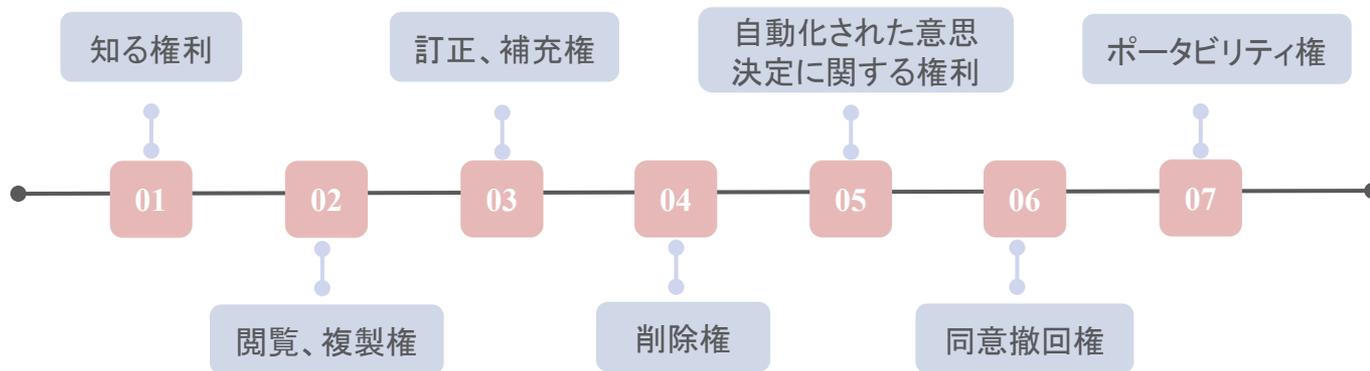
個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点

個人情報保護法の概要

■ 個人情報を取扱う際に遵守すべき原則



■ 個人情報主体が有する7つの基本的な権利



個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点

個人情報保護法の概要

■ 個人情報と機微な個人情報

個人情報

機微な個人情報:

生体認証、宗教・信仰、特定身分、医療・健康、金融口座、移動履歴等の情報、及び**14歳未満**の未成年者の個人情報

個人情報: 電子的又はその他の方式で記録された、既に**識別**され、又は**識別可能**な自然人に関する各種情報であり、**匿名化**処理後の情報を含まない

機微な個人情報: 漏洩し、又は不法使用されると、自然人の人格・尊厳が侵害され、又は人身、財産の安全が脅かされることを容易に招く個人情報

「個人情報保護法」第4、28条

個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点

個人情報保護法の概要

■ 「情報安全技術 個人情報安全規範(GB/T 35273-2020)」で示されている機微な個人情報の例

財産に関する情報	銀行口座情報、識別情報(パスワード)、預金情報(残高、取引履歴等)、不動産情報、借入情報、信用情報、取引・消費記録、台帳記録や、暗号資産(仮想通貨)、バーチャルグッズ取引、ゲーム類の引換コードなどのデータ財産情報
健康に関する情報	医療関連記録。例: 診療録、入院記録、医師指示票、検査報告書、手術・麻酔記録、看護記録、投薬記録、薬物・食品アレルギー情報、出産記録、既往歴、通院状況、家族歴、現病歴、感染症既往歴など
生体認証情報	DNA、指紋、声紋、掌紋、耳介、虹彩、顔の特徴など
本人確認情報	身分証明書、士官証、パスポート、運転免許証、従業員証、社会保険カード、居住証明書など
その他の情報	性的指向、結婚歴、宗教・信仰、違法・犯罪事件の未公開記録、通信記録及び内容、アドレス帳、友だち・グループのリスト、移動履歴、ウェブ閲覧履歴、宿泊情報、正確な位置情報など

生体認証情報(顔情報や指紋情報等): 機微な個人情報の中でも特に当局が注視しているので、必要がない限り収集しないことが望ましい。取扱が必要な場合、合法的な取扱方法を慎重に検討すべき

個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点

個人情報保護法の概要

■ 個人情報の取扱

- | |
|--|
| (1) 内部管理制度及び操作規程の制定 |
| (2) 個人情報に対する分類管理の実施 |
| (3) 相応の暗号化、非識別化等の安全技術措置の実行 |
| (4) 個人情報取扱の操作権限の合理的な確定、並びに従業員に対する定期的な安全教育及び研修の実施 |
| (5) 個人情報安全事件緊急対応策の策定及び実施の手配 |
| (6) 法律、行政法規の定めるその他の措置 |

■ 機微な個人情報の取扱

- | |
|---|
| (1) 特定の目的及び十分な必要性がなければならない |
| (2) 厳格な保護措置を講じなければならない |
| (3) 個人から個別の同意を取得 しなければならない |
| (4) 個人に、機微な個人情報を取扱うことの必要性及び個人情報主体の権益に及ぼす影響を告知しなければならない |
| (5) 14歳未満の未成年者の個人情報を取扱う場合、未成年者の父母又はその他の監護者の同意を取得しなければならない |
| (6) 事前に個人情報保護影響評価を行わなければならない |

「個人情報保護法」第28、29、30、31、51、55条

個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点

個人情報保護法の概要

■ 個人情報保護義務違反に対する罰則

処罰対象となる違法行為	処罰対象者	処罰の内容(行政処罰)		その他の影響
(a) 個人情報保護法の規定に違反して個人情報を取扱う	左欄の行為を行った 企業、個人	通常の場合	(a) 警告 (b) 違法所得の没収 (c) サービス提供の一時停止又は終了命令	これらの違法行為があった場合、企業/個人は行政処罰を受けるだけでなく、「民法典」、「刑法」等の規定に基づく民事責任、刑事責任を負う可能性がある。 また、企業の場合は違法行為が存在したことが信用档案(企業の信用状況に関する記録)に記載されるため、資金調達や入札参加に支障が生じる可能性がある
		是正を拒絶した場合	100万人民元以下の課徴金	
(b) 個人情報保護法の定める個人情報保護義務を履行せずに個人情報を取扱う	左欄の行為を行った企業の直接責任を負う 主管者 、その他 直接責任者	情状が重大な場合	(a) 違法所得の没収 (b) 5,000万人民元以下又は前年度売上高の5%以下 の課徴金の併科 (c) 関連業務の一時停止又は営業停止命令 (d) 関連事業許可又は営業許可証の取消	
		是正を拒絶した場合	1-10万人民元 の課徴金	
		情状が重大な場合	(a) 10-100万人民元 の課徴金 (b) 一定期間内における関連企業の董事、監事、高級管理職及び個人情報保護責任者への就任禁止	

「個人情報保護法」第66、67条

個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点

個人情報保護法の概要

■ 個人情報侵害：刑事責任

「刑法」中の個人情報侵害に関する罪名



公民個人情報侵害罪(第253条の1)



コンピューター・情報システムへの不正侵入罪(第285条)



コンピューター・情報システムデータの不正取得罪(第285条)



コンピューターシステムへの不正侵入、不正制御に用いるプログラム・ツール提供罪(第285条)



コンピューター・情報システム破壊罪(第286条)

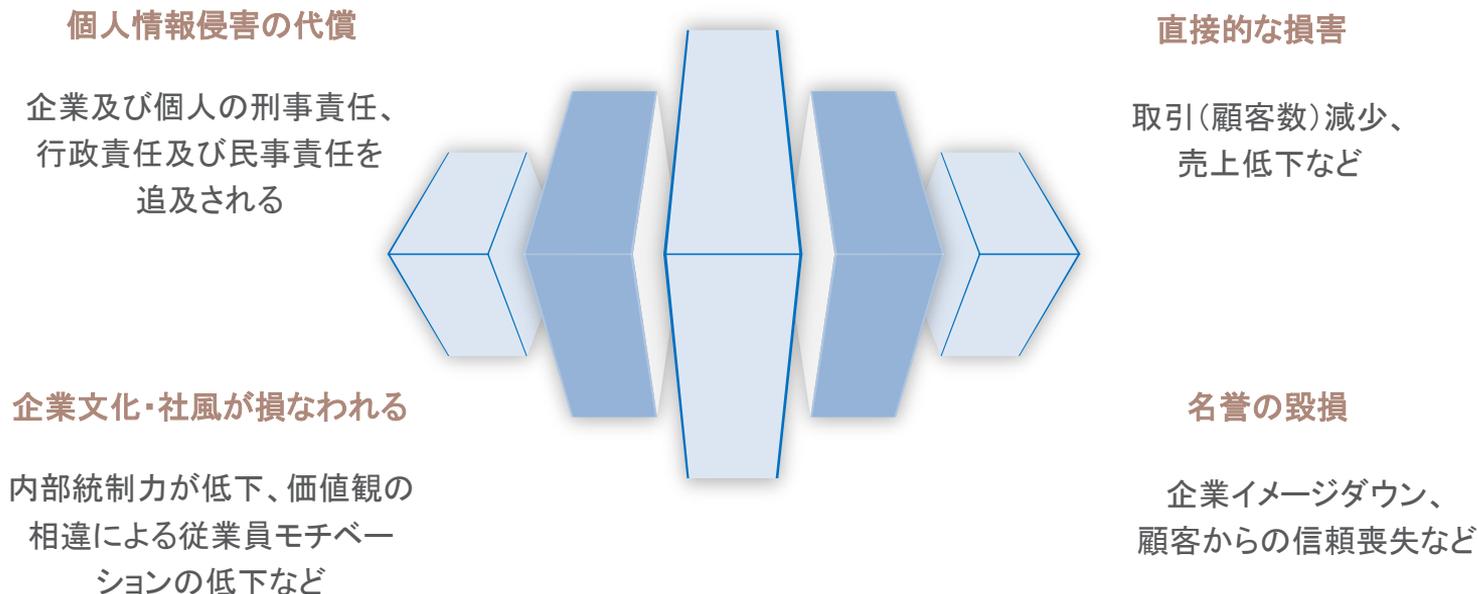


営業秘密侵害罪(第219条)

個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点

個人情報保護法の概要

■ 個人情報侵害がもたらす悪影響: 直接的な損失



個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点

日本法・GDPRとの相違点

	個人情報保護法(中国)	GDPR※1	個人情報の保護に関する法律(日本)※2
保護対象	個人情報とは、電子的又はその他の方式で記録された、既に識別され、又は識別可能な自然人に関する各種情報であり、匿名化処理後の情報を含まない。(第4条)	「個人データ」とは、識別された自然人又は識別可能な自然人に関する情報を意味する。識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す一つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に、識別されうる者をいう。(第4条)	「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(中略)により特定の個人を識別することができるもの(後略) 二 個人識別符号が含まれるもの 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう(例外あり)。 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。 「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。(第2条)

※1 和訳文は個人情報保護委員会による ※2 2022年2月時点で施行されているもの

個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点

日本法・GDPRとの相違点

	個人情報保護法(中国)	GDPR	個人情報の保護に関する法律(日本)
合法的に個人情報を取扱うための条件	個人の同意を取得している場合	データ主体の同意	(1) 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない
	個人が一方当事者となる契約の締結、履行に必要な場合	契約の履行のため、又は、契約締結の前に、データ主体の要求に際して手段を講ずるため	(2) 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ 本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない
	法定職責又は法定義務の履行に必要な場合	管理者が服する法的義務を遵守するため	(a) 法令に基づく場合
	突発的な公衆衛生事件に対応するため、又は緊急状況下において自然人の生命・健康及び財産の安全を保護するために必要な場合	データ主体又は他の自然人の生命に関する利益を保護するため	(b) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
	公共利益のため報道、世論監督等の行為を実施し、合理的な範囲内において個人情報を取扱う場合	公共の利益において、又は、管理者に与えられた公的な権限の行使において行われる職務の遂行のため	(c) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
	法により制定した労働規則及び法により締結した労働協約に従い、 人的資源管理を実施するために必要な場合	管理者によって、又は、第三者によって求められる正当な利益の目的のため(但し、個人データの保護を求めるデータ主体の利益並びに基本的な権利及び自由のほうが優先する)	(d) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
	合理的な範囲内において、個人が自ら公開し、又はその他の既に合法的に公開されている個人情報を取扱う場合	-	

個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点

日本法・GDPRとの相違点

	個人情報保護法(中国)	GDPR	個人情報の保護に関する法律(日本)
規制対象	(1)個人情報取扱者:個人情報取扱活動において、取扱目的、取扱方法について自ら決定を行う組織、個人をいう(第73条) (2)受託者:個人情報取扱を受託される者(第21条)	(1)管理者(controller):個人データの取扱いの目的及び方法を決定する者 (2)処理者(processor):管理者の代わりに個人データを取扱う者(第4条)	個人情報取扱事業者:個人情報データベース等を事業の用に供している者(第2条第5項) ※適用除外がある(第76条)
規制対象行為	個人情報の取扱(個人情報の 収集、保管、使用、加工、伝送、提供、公開、削除等 を含む)(第4条)	個人データ若しくは一群の個人データに実施される業務遂行又は一群の業務遂行(第4条)	個人情報の取得、個人データの第三者への提供、保有個人データの使用、公表、開示、訂正、削除等の行為(第17、23、24、27、28、29、30条)

個人情報保護法の概要及び日本法・GDPRとの相違点

日本法・GDPRとの相違点

		個人情報保護法(中国)	GDPR	個人情報の保護に関する法律(日本)
適用範囲	域内	中国 国内 における 自然人 の個人情報取扱(第3条)	EU 域内 の 管理者又は処理者 の拠点の活動の過程における個人データの取扱い(その取扱いがEU域内で行われるものであるか否かを問わず)(第3条)	日本における個人情報取扱事業者の個人情報取扱(第75条)
	域外	国内の自然人の個人情報を取扱う活動であって、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当: (a) 国内の自然人に製品又はサービスを提供することを目的とするもの (b) 国内の自然人の行為を分析し、評価するもの (c) 法律、行政法規の定めるその他の事由(第3条)	(a) データ主体の支払いが要求されるか否かを問わず、EU 域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供 (b) データ主体の行動がEU域内で行われるものである限り、その行動の監視(第3条)	国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合(第75条)

02

注意すべき個人情報保護法の の要点とその対応

- 従業員の個人情報取扱時の注意点
- 個人情報保護法の域外適用
- 個人情報越境移転の規制
- データ域内保存要求への対応方針

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

従業員の個人情報取扱時の注意点

■ 従業員の個人情報を取扱う際は、「個人情報保護法」の定める取扱原則の遵守が必須

Q: 以下の個人情報取扱は問題ない？



- 従業員の身長、体重、血液型といった個人情報を収集する
- 従業員の健康状態を把握するために、B型肝炎の検査結果を提出させる
- 緊急連絡先として、従業員の家族全員（両親、配偶者、子女など）の氏名、年齢、連絡先、勤務先等の個人情報を収集する

従業員に違法行為・犯罪行為があった場合に、その事実を他の従業員に知らせて注意喚起を行う際の注意点

- 主管機関による行政処分又は裁判所による判決が公開されてから、従業員の違法行為・犯罪行為の事実を他の従業員に知らせるようにする
- 他の従業員に知らせる際は、社内掲示、メール等の方法で知らせるとともに、口外しないよう求める。また、どのような違法行為・犯罪行為があったかは説明しても良いが、関係者の特定に繋がる情報は明かさないようにする（当該行為を行った従業員の身分証明書番号、従業員番号等の個人情報は明かさないようにするなど）。

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

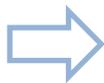
従業員の個人情報取扱時の注意点

■ 合法的に従業員の個人情報を取扱うための条件

告知	通常の告知内容	個人情報取扱者の名称及び連絡先、個人情報の取扱目的、取扱方法、取扱う個人情報の種類、保存期間、個人が権利を行使する方法及び手続(第17条)		
	特殊な場合に告知すべき内容	情報を(第三者に)提供する場合: 移転先の名称及び連絡先、(移転先における)取扱目的、取扱方法、(移転される)個人情報の種類(第23条)	機微な個人情報を取扱う場合: 通常の実施を行う場合に告知すべき事項に加え、取扱う必要性及び個人の権利に対する影響(第30条)	越境移転する場合: 国外の移転先の名称、連絡先。取扱目的、取扱方法、個人情報の種類。権利を行使する方法及び手続等の事項(第39条)

※法律、行政法規が秘密保持すべき、又は告知を必要としないと定める事由がある場合には、個人に告知しなくてもよい

Q: 従業員の個人情報を取扱うにあたって、どのような形で従業員への告知を行うべき?



- 従業員に個別に告知書を交付して告知する
- 個人情報保護に関する規則を別途制定して告知する
- 現行の就業規則に個人情報保護に関する条項を盛り込んで告知する

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

従業員の個人情報取扱時の注意点

■ 合法的に従業員の個人情報を取扱うための条件

告知

+

1.同意取得

2. 個人が一方当事者となる契約の締結、履行に必要な場合、又は法により制定した労働規則及び法により締結した労働協約に従い、人的資源管理を実施するために必要な場合
3. 法定職責又は法定義務の履行に必要な場合
4. 突発的な公衆衛生事件に対応するため、又は緊急状況下において自然人の生命・健康及び財産の安全を保護するために必要な場合
5. 公共利益のため報道、世論監督等の行為を実施し、合理的な範囲内において個人情報を取扱う場合
6. 本法の規定により合理的な範囲内において、個人が自ら公開し、又はその他の既に合法的に公開されている個人情報を取扱う場合
7. 法律、行政法規に定めるその他の場合

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

従業員の個人情報取扱時の注意点

- 従業員個人情報の管理—「法により制定した労働規則及び法により締結した労働協約に従い、人的資源管理を実施するために必要な場合」について

労働規則→従業員の同意を取得することは不要
労働協約→従業員の同意を取得することが必要

法により労働規則を制定する過程で従業員の同意を取得することは必須ではないものの、実務では、労働紛争を避けるため、労働規則を従業員に配布し、サインさせる(同意を取得する)ことが一般的

「人的資源管理を実施するために必要」が具体的にどのような状況を指すか、明らかになっていない

① 指紋、顔の特徴等の情報を出退勤管理に使用する場合、従業員からの同意取得は不要？→実務でも議論がある

個別の同意の取得が必要かも、明らかになっていない

※1つ目の条件である告知+同意取得を行って従業員の個人情報を取扱う場合、従業員は同意の撤回が可能であることに注意

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

従業員の個人情報取扱時の注意点

合法的に従業員の個人情報を取扱うための条件

同意の取得

(一般的)同意

- (a) 個人情報を取扱う場合(第13条)
- (b) 既に公開されている個人情報の取扱が、個人の権益に重大な影響を与える場合(第27条)

全ての事項を一括で告知された個人情報主体が、それらについて一括で同意を与えること

個別の同意

- (a) 個人情報を第三者に提供する場合(第23条)
- (b) 個人情報取扱者が取扱う個人情報を公開する場合(第25条)
- (c) 公共の場所に画像を収集し、個人の身元を識別する機器を設置して収集した個人の画像、身元識別情報を公共の安全の擁護以外の目的に使用する場合(第26条)
- (d) 機微な個人情報の取扱う場合(第29条)
- (e) 個人情報を国外提供する場合(第39条)

特定の事項について個別の告知を受けた個人情報主体が、一般的同意とは別個に、同意の拒絶又は撤回が可能な状況のもとで、その事項について個別に同意を与えること

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

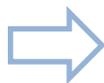
従業員の個人情報取扱時の注意点

■ 個人情報の共同取扱、取扱委託、第三者提供

従業員個人情報の共同取扱(例:人材紹介会社と共同で求人応募者の個人情報を取扱う)、取扱委託(例:人材派遣会社に派遣社員への給与支払いを委託する)、第三者提供(例:外部の会計士や弁護士に従業員の個人情報を提供する)を行う際は、

- 合法的に従業員の個人情報を取扱うための条件(p22、23、26参照)を満たすとともに
- 共同取扱先、委託先、提供先と契約を締結して各自の権利義務を取決めなければならない

例えば、取扱委託を行う場合であれば、契約において次の事項を取決めることが望ましい



- 取扱を委託する個人情報の種類、取扱委託の目的、方法、取扱期間
- 受託者が講じるべき保護措置
- 委託者及び受託者の権利義務、違約責任

■ 個人情報の越境移転

従業員個人情報の越境移転(例:人事管理上の必要性から中国国内の従業員の個人情報を中国国外のグループ本社へ提供する)を行う際は、

- 合法的に越境移転を行うための条件(p31参照)を満たすとともに
- 従業員の個別の同意を取得しなければならない

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

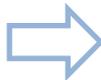
従業員の個人情報取扱時の注意点

■ 個人情報保護に関するポリシー及び制度

以下を含む従業員個人情報の保護に関するポリシー及び制度を制定しなければならない。

- 個人情報保護に関する内部管理制度及び操作規程
- 個人情報安全事件緊急対応策

小規模な会社で、単独の個人情報保護に関する内部管理制度及び操作規程を制定することが難しい場合は、就業規則等の文書において、次を含む自社の個人情報取扱規則を明記しておくことが望ましい



- 個人情報の取扱目的、取扱方法、取扱う個人情報の種類、保管期間
- 従業員本人が個人情報保護法に定める権利を行使するための方法及び手続
- 取扱委託等、第三者が関わってくる場合における関連事項(そういう場合があるときのみ、p27参照。例えば、第三者へ情報を提供する場合における移転先の名称又は氏名、連絡先、取扱目的、取扱方法及び個人情報の種類)
- etc.

対応策

書面での告知・同意取得+就業規則の改定

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

個人情報保護法の域外適用



適用対象行為：
中国国内における自然人
の個人情報取扱



Q1: 日本企業の中国子会社が中国国内で日本人の個人情報を取扱うことも、個人情報保護法に基づく規制の対象となるか？

A1: 回答はYES。「自然人の個人情報取扱」の「自然人」は、国籍が限定されておらず、中国国民と外国国民がいずれも含まれる。

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

個人情報保護法の域外適用



適用対象行為:

中国国内の自然人の個人情報を取扱う行為であつて、かつ以下のいずれかの事由に該当するもの

- (1) 中国国内の自然人への製品又はサービス提供を目的とするもの
- (2) 中国国内の自然人を分析、評価するもの
- (3) その他法律法規の定める事由

■ 典型例:

日本企業が日本のサーバー上で中国語で製品やサービスの紹介を行うホームページを開設し、それにアクセスした中国国内の自然人の情報を収集

■ 中国国外の個人情報取扱者の義務:

- (1) 中国国内において専門の機構を設立し、又は代表者を指定して、個人情報保護関連事務処理の責任を負わせること
- (2) 関連機構の名称又は代表者の氏名、連絡先等を個人情報保護職責履行機関に提出すること



Q2: 中国国内に子会社を持たず、中国国外で活動している日本企業であっても、個人情報保護法の適用を受けるか。即ち、個人情報保護法は域外適用されるか。

※個人情報の取扱には、個人情報の収集、保管、使用、加工、伝送、提供、公開、削除等を含む

A2: 上記を満たすのであればYES、そうでなければNO。

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

個人情報越境移転の規制

■ 個人情報保護法の定める合法的に越境移転を行うための条件

「告知と個別の同意の取得」+以下の4つのうち1つ+個人情報保護影響評価

条件①: 国家インターネット情報機関による安全評価に合格していること

条件②: 専門の機構による個人情報保護の認証を受けていること

条件③: 国家インターネット情報機関が制定する標準契約に従い、国外の移転先と契約を締結し、両当事者の権利及び義務を取決めること

条件④: 法律、行政法規、又は国家インターネット情報機関が定めるその他の条件

安全評価手続の詳細は未公表
(個人情報保護法登場以前のものであれば、「個人情報国外移転安全評価弁法(意見募集稿)」が存在。個人情報保護法登場後、「データ国外移転安全評価弁法(意見募集稿)」が公表

認証をする機構は未公表

標準契約は未公表

詳細は未公表

第38条第2項、第3項: 中国が締結し、又は参加する国際条約、協定に中国国外に個人情報を提供する条件等について規定がある場合には、その規定に従い執行することができる。**個人情報取扱者は、必要な措置を講じて、国外の移転先による個人情報を取扱う活動が本法に定める個人情報保護基準に達することを保障しなければならない。**

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

個人情報越境移転の規制

■ 個人情報保護影響評価

個人情報を越境移転する場合、会社は事前に、個人情報保護影響評価を自ら実施する必要がある。

(1) 個人情報保護影響評価の内容は、次の内容を含まなければならない。

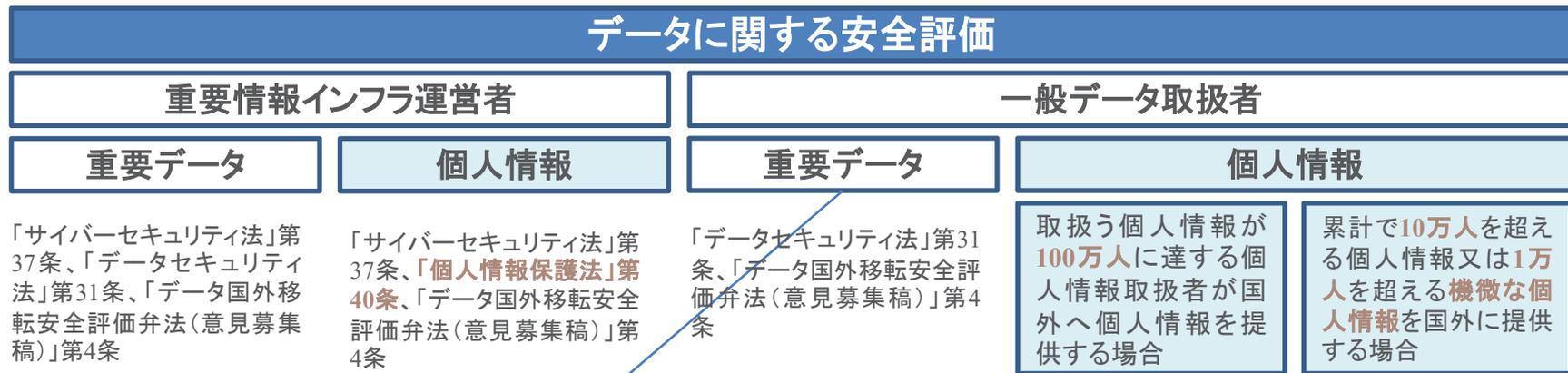
- 個人情報の取扱目的、取扱方法等が合法、正当、必要であるか否か
- 個人の権益への影響及び安全リスク
- 講じる保護措置が合法、有効で、かつ、リスクの程度に相応しいものであるか否か

(2) 評価結果は3年間保存。

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

個人情報越境移転の規制

■ 国家インターネット情報機関によるデータに関する安全評価



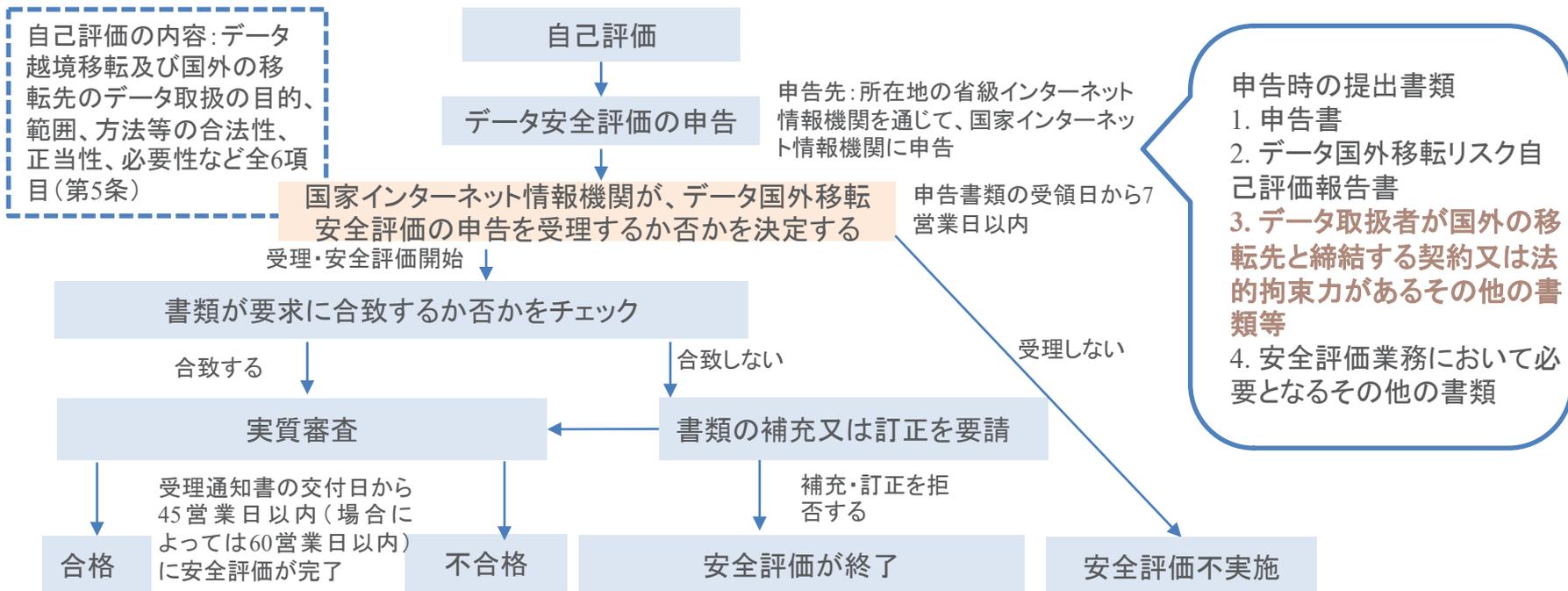
例えば、「自動車データセキュリティ管理若干規定(試行)」(2021年)第3条によると、自動車業界では、10万人を超える個人情報主体に関わる個人情報は重要データに該当するとされている。

「個人情報保護法」第40条
「データ国外移転安全評価弁法(意見募集稿)」第4条

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

個人情報越境移転の規制

■ 国家インターネット情報機関によるデータに関する安全評価



注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

個人情報越境移転の規制

■ データ取扱者が国外の移転先と締結する契約に盛り込むべき内容

- (a) データの国外移転の目的、方法及びデータの範囲、国外の移転先におけるデータ取扱の用途、方法等
- (b) データの国外における保存場所、期間及び保存期間が満了し、取決めた目的が完了し、又は契約が終了した後における国外移転したデータの取扱措置
- (c) 国外の移転先が国外移転したデータをその他の組織、個人に再移転することを制限する条項
- (d) 国外の移転先が、実質的支配権又は経営範囲に実質的変化が生じた場合、又は所在国、地域の法律に変化が生じたことによりデータ安全保障が難しくなった場合に講じるべき安全措置
- (e) データセキュリティ保護義務に違反した場合の違約責任、及び拘束力を有し、かつ実行可能な紛争解決条項
- (f) データ漏洩等のリスクが生じた場合、適切な応急措置を講じ、かつ、個人が個人情報に係る権益を擁護するための障害のないルートを保障すること

「データ国外移転安全評価弁法(意見募集稿)」

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

個人情報越境移転の規制

■ 業界主管機関による自業界のデータセキュリティ及び個人情報保護に対する監督管理

(a) 金融、保険データ。「銀行業金融機関による個人金融情報保護業務の遂行に関する人民銀行の通知」によると、中国国内で収集された個人金融情報の保管、取扱及び分析は、中国国内で実施されなければならない。**法令及び中国人民銀行に別段の定めがある場合を除き、銀行業金融機関は、国内の個人金融情報を国外に提供してはならない。**

(b) 医療・健康データ。「人口健康情報管理弁法(試行)」(2014年)及び「信息安全技術 健康医療データ安全ガイドライン」(GB/T 39725-2020)によると、**人口健康情報は、国外のサーバーに保管してはならず、国外のサーバーの運営委託、賃借をしてはならない。**

注意すべき個人情報保護法の要点とその対応

データ域内保存要求への対応方針

■ 域内保存の留意点

「個人情報保護法」等の法令では、「中華人民共和国国外への個人情報の提供」に具体的などのような行為が含まれるかについて明確な規定がなされていない。ただし、「情報安全技術 データ国外移転安全評価ガイドライン(意見募集稿)」(2017年8月25日公表)では、通常、次の状況が「中華人民共和国国外への個人情報の提供」に該当するとされている。

- 社内で使用する情報保管用のサーバー、メールシステムのサーバーが中国国外に設置されている場合
- 個人情報を越境移転してはいないものの、中国国外の機構、組織、個人が当該個人情報にアクセス・閲覧することが可能である場合(公開情報、ウェブサイトへのアクセスを除く)。例えば、自社が個人情報を保管しているデータベースを中国国外の特定エンティティに開放する等の行為

注意
点

例: 中国市場に関する分析や研究を行う場合、中国の子会社から日本本社に個人情報などのデータを送信すると越境移転となってしまうため、中国の子会社で分析や研究を行い、その結果のみを日本本社に送信するようにする

「データセキュリティ法」には重要データの越境移転、及び重要情報インフラ運営者の生成したデータの越境移転を規制する条項が存在しているので、該当する場合はそれらの遵守も必要となる。

「情報安全技術 データ国外移転安全評価ガイドライン(意見募集稿)」

03

実務対応の事例紹介

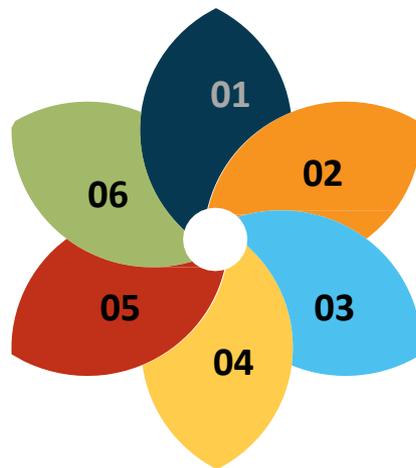
- 個人情報保護コンプライアンス体制整備の方法と手順
- 対応方針
- 事例紹介

実務対応の事例紹介

個人情報保護コンプライアンス体制整備の方法と手順

データマッピング(Data mapping)の実施

企業が収集し、及び取扱う個人情報の種類、取扱目的、範囲、方法等が法令の規定に合致しているか否かを確認する。特に、取扱の委託、共同取扱、第三者への提供、越境移転等、第三者が関わってくる場合における取扱い状況についてしっかりと確認する。



個人情報の分類、相応のセキュリティ措置の実施

データマッピングにより把握した個人情報を、一般の個人情報と機微な個人情報に分類する。

暗号化、非識別化等、それぞれに必要なセキュリティ措置を講じる。

規則及び緊急対応策の制定、職責の分担、研修

内部管理制度及び操作規程を制定し、個人情報安全事件緊急対応策を制定する。

個人情報保護業務に関する社内各部門の職責、個人情報取扱の権限を明確化する。取扱う個人情報の数量が国家インターネット情報機関が定める基準に達する場合は、個人情報保護責任者を指定する。

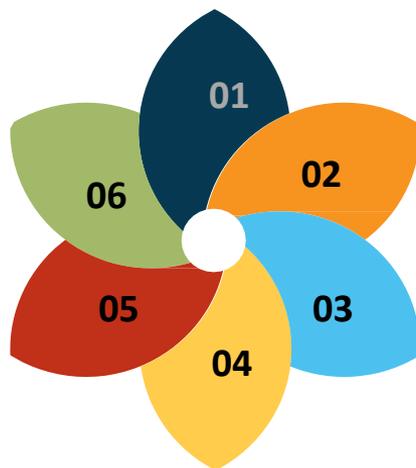
従業員へのセキュリティ教育及び研修を定期的実施する。

実務対応の事例紹介

個人情報保護コンプライアンス体制整備の方法と手順

越境移転関連事項

使用する情報システムのサーバーが中国国内又は国外のどちらに設置されているのか、事前に確認する。また、国外(日本)の親会社が、中国国内で使用する情報システムにリモートアクセスできる権限を持つか否かを確認する。個人情報の越境移転を行う予定がある場合、関連する規定の要求を確認し、適切に越境移転を行えるようにする。



個人情報保護ポリシーの更新及び告知

企業は、個人情報を使用する状況及び個人情報主体が持つ権利について、個人情報主体に告知しているか否かを確認する。告知できていない場合は速やかに告知する。

第三者が関わってくる場合への対応

第三者との間で個人情報の特殊な取扱いがある場合、それらの個人情報について厳格な管理を行うとともに、第三者と契約を締結して双方の権利・義務を取決め、第三者側の原因により自社が何らかの損失を負うリスクを低減する。

実務対応の事例紹介

対応方針

- 弁護士事務所等の外部専門機関へ問い合わせ、現状の整理
- 外部機関のアドバイスに従い中長期的な対応プランを立てる
- 個人情報保護、サイバーセキュリティ、データセキュリティの3つの観点から段階的にコンプライアンス体制の構築

VS

- 自社において個人情報の取扱いが発生するシーンの整理
- 個人情報保護法や関連法令と照らし合わせてシーンごとのリスクチェックシートの作成
- 社内勉強会の開催

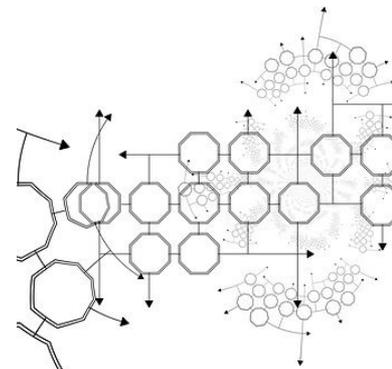
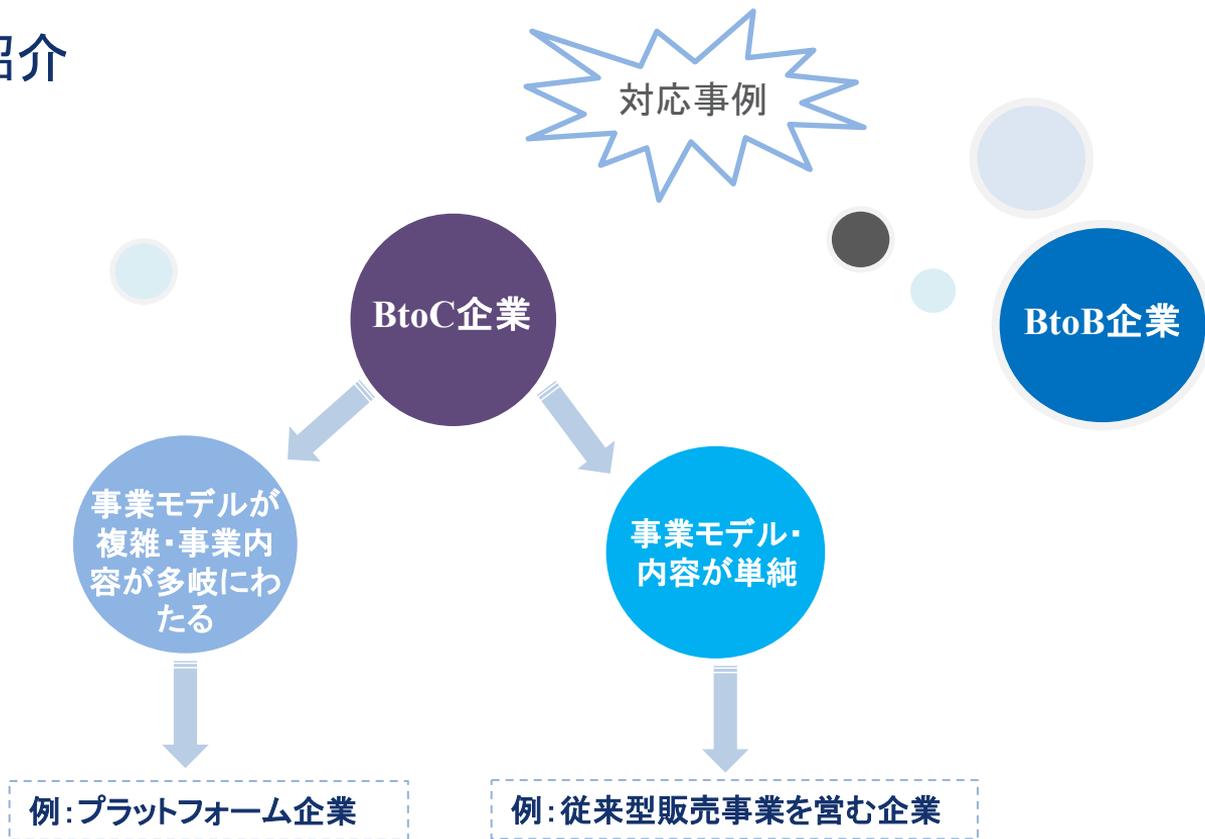
優先順位:

- (1) 中国国内でのアプリやWeChatミニプログラム等について
- (2) 第三者への個人情報の提供、第三者への個人情報取扱いの委託、個人情報の共同取扱い、個人情報の越境移転
- (3) 従業員の個人情報の管理



実務対応の事例紹介

事例紹介



実務対応の事例紹介

事例紹介

■ 事業モデルが複雑・事業内容が多岐にわたるBtoC企業



重点対応事項

- 個人情報を含むデータ全般のコンプライアンス業務を担当する**専門部門(法務+技術)**を設置する
- 業務フローを整理し、全面的かつ詳細な**データマッピング**を実施する
- **アプリ&ミニプログラム運営には細心の注意を払う**。プライバシーポリシーの内容が適切であるかチェックするとともに、ユーザーへの告知・同意取得がアプリ&ミニプログラムの機能に照らして適切であるか、アプリ&ミニプログラムの動作に必要な権限を求めているかを技術的手段でチェック

■ 事業モデル・内容が単純なBtoC企業

重点対応事項

- **契約、書面**等によって、個人情報取扱に関する事項を消費者に説明する
- 独立した個人情報保護に関する**社内制度**を制定し、個人情報へのアクセス権限・操作権限の**管理方法**を明確化する

実務対応の事例紹介

事例紹介

■ BtoB企業

重点対応事項

(1) グループ会社の場合

- 全グループ会社に適用される統一的な規則やGDPRへの対応規則等があるときは、当該規則を個人情報保護法に合致するよう改定する
- 従業員の採用、バックグラウンド調査、健康管理等の面における個人情報取扱が適切になされているかチェックする

(2) 非グループ会社の場合

- 現行の社内制度・文書等を、個人情報保護法に合致するよう改定する



出版物

- 当事務所では、日系企業様向けの日本語ニュースレター「**環球中国法速報**」を発行しております。
- 2020年3月、当事務所は中国における新たな外商投資環境について体系的に解説を行った「**外商投資監督管理新時代実務ガイド**」(日本語版)を発行いたしました。また、本ガイドは、中国語版と英語版も作成されています。

ご興味ございましたら、

GLO-JP-Newsletter@glo.com.cnまでご連絡いただくか、

又は、右のQRコードからお申込みください。



環球法律事務所データコンプライアンスチームの紹介



当事務所は、国内外のデータコンプライアンス分野において豊富な実務経験を有しています。長年にわたりアメリカ、EU、インド、ブラジル、ロシア等の国のデータ保護法の翻訳実績のみならず、データ保護・プライバシー保護に関する学術書や論文を数多く執筆しています。



データコンプライアンスチームのパートナー弁護士は、10年以上、インハウス・ローヤーとして企業の製品開発・運営コンプライアンス業務に携わった経験を持っています。また、企業内部で法律業務に長期携わった弁護士も数多く擁し、クライアントのニーズを明確かつ具体的に把握し、実状に応じたカスタマイズされた解決法とサービスを提供しています。



データコンプライアンスチームの弁護士は、様々な法案の検討や基準制定にも参与しており、サイバーセキュリティ・データコンプライアンス分野における法務最前線で活躍しています。また、政府機関とも良好な関係を維持しており、問い合わせ・交渉の経験が豊富にあります。



「中国データ関連法制度が成熟に向かう2022年——規制動向のまとめ及び今後の動向の予測」

ご清聴ありがとうございました!

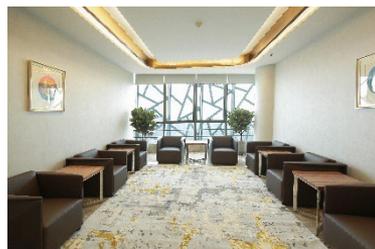
北京オフィス

北京市朝陽区建国路81号
華貿中心1号写字楼15階&20階
電話番号 (86 10) 6584 6688



上海オフィス

上海市淮海中路999号
環貿広場弁公楼一期35階&36階
電話番号 (86 21) 2310 8288



深センオフィス

深セン市南山区深南大道9668号
華潤置地大厦B座27階
電話番号 (86 755) 8388 5988



成都オフィス

成都市高新区天府大道北段966号
天府国際金融中心11号楼3701
電話番号(86 28)8605 9898



著作権等について. 本資料に掲載した内容の著作権等の権利は全て環球法律事務所に帰属します。いかなる目的であれ、無断での転載、複製等の行為はご遠慮ください。

免責. 本資料は、関連問題に対する環球法律事務所の見解を代表するものではありません。本資料に掲載した内容の全て又は一部の内容に基づき何らかの決定を行い、その結果何らかの損害が発生したとしても、環球法律事務所はかかる損害について一切の責任を負いません。法律その他の専門的なアドバイスが必要な場合は、相応のライセンスを持つ専門家にお問合せください。

